

令和7年第12回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和7年12月22日（月）午後2時00分
 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3
 3 委 員 農業委員 19名
 農地利用最適化推進委員 18名
 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
		14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

13番委員	菅井 洋一				

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	副主幹	星 圭一郎
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜				

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和7年第12回総会を開会いたします。本日、出席の農業委員は18名であります。定足数に達しております。また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員5番、荒井重隆 委員、同じく6番、大島光信 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員13番） 佐野 和枝 委員	農業委員13番、佐野より、議案第48号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、農地所有適格法人への売買による所有権の移転について、欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月12日午前10時から、南四合・町北班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、旧市・一箕・東山班担当委員より2番について報告願います。
（推進委員12番） 本田 武史 委員	推進委員12番、本田より、議案第48号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 現地調査は、12月15日午後12時から、旧市・一箕・東山班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長）	次に、湊班担当委員より3番について報告願います。
(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員 10 番、室野井より、議案第 48 号の 3 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>3 番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、12月 15 日午後 5 時から、湊班委員 4 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長） (農業委員 3 番) 古川 正俊 委員	<p>次に、神指班担当委員より 4 番と 5 番について報告願います。</p> <p>農業委員 3 番、古川より、議案第 48 号の 4 番と 5 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>4 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、5 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、12月 20 日午前 9 時から、神指班委員 2 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長） (農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	<p>次に、荒井班担当委員より 6 番について報告願います。</p> <p>農業委員 5 番、荒井より、議案第 48 号の 6 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>6 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、12月 17 日午後 2 時から、荒井班委員 3 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長） (農業委員 15 番) 星 俊典 委員	<p>次に、館ノ内班担当委員より 7 番について報告願います。</p> <p>農業委員 15 番、星より、議案第 48 号の 7 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>7 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、12月 17 日午後 2 時から、館ノ内委員 2 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長） (農業委員 8 番) 二瓶 正貴 委員	<p>最後に、日橋班担当委員より 8 番と 9 番について報告願います。</p> <p>農業委員 8 番、二瓶より、議案第 48 号の 8 番と 9 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>8 番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への贈与による所有権の移転について、9 番の案件は、新規就農者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。</p>

	<p>なお、現地調査は、12月20日午後5時から、日橋班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の16ページをお開きください。 議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、本件につきましては、各班担当委員と農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。</p>
(農地部長) 折笠 康裕 委員	<p>農地部より、議案49号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この2案件につきましては、太陽光発電設備の整備を計画するものです。 農地区分は、ともに第2種農地の「その他」に該当することから、許可可能なものであります。 1番の現地調査につきましては、12月18日午前10時05分から、農地部3名、旧市・一箕・東山班委員2名、事務局2名の計7名で、また、2番の現地調査につきましては、12月18日午前9時25分から、農地部3名、堂島班委員3名、事務局2名の計8名で実施した経過にあり、都市計画法・農振法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ござい</p>

	<p>ませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請について は、 許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第50号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について を議題とし、事務局の説明を求めます。 (※議員参与の制限により退席2名) 農業委員 多田 善信 委員 農地利用最適化推進委員 高橋 一美 委員</p>
議長（会長）	<p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の19ページをお開きください。 議案第50号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について であります が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、 市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町 村の長は農業委員会に意見を聴くものとすると規定されており、令和7年 12月2日付け、7農政第1220号にて会津若松市長より意見を求められてお ります。 詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>次に、農政部の詳細説明を求めます。</p>
農政部農政課	<p>農政課の兼子と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員 の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第50号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理 事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利 用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 12月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が12件となり、対象とな る地域計画のエリアは、6地区です。19ページをご覧ください。 農地中間管理権の新規設定となります。エリアの地区につきましては、堂 島地区、門田地区、猪苗代地区、荒井地区、川南地区、大戸地区になりま す。詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせ ていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、門田班、大戸班、荒井班、川南班、館ノ内班、堂島班において 事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合にはご報告を お願いします。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第50号、農用地利用集積等促進計画案 に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確 認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第50号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。 (退席した委員が入室)
議長（会長）	次に、議案第51号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の25ページをお開きください。 議案第51号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図るため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することについて、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、大戸班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	農業委員2番、大竹より、議案第51号の1番について報告いたします。 申出の内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、地域計画区域内の農地を農業者へ譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請しようとするものです。 なお、12月13日午後4時から、大戸班委員2名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より2番と3番について報告願います。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	農業委員3番、古川より、議案第51号の2番と3番について報告いたします。 申出の内容は、議案書記載のとおりであります。 2番と3番の案件は、地域計画区域内の農地を認定農業者へ譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請しようとするものです。 なお、12月20日午前10時から、神指班委員2名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当班委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なしの声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第51号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請

	<p>について は、原案のとおり、決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第 52 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の 29 ページをお開きください。</p> <p>議案第 52 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてであります。</p> <p>この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している相続人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間において農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に提出案件について、南四合・町北班担当委員の調査報告を求めます。</p>
（農業委員 6 番） 大島 光信 委員	<p>農業委員 6 番、大島より、議案第 52 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明書を交付しようとするものです。</p> <p>調査月日は、12 月 12 日、午前 10 時より、南四合・町北班担当委員 3 名が、申請書記載内容の確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、異議ないと認められましたので報告します。</p>
議長（会長）	<p>南四合・町北班担当委員の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第 52 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書については、これを交付することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 52 号について は、原案のとおり決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 48 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、</p> <p>報告第 49 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、</p> <p>報告第 50 号、各種証明に係る交付事務について、</p> <p>報告第 51 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用届出の受理について、</p> <p>報告第 52 号、農地転用に関する工事完了報告について、は、一括して事務局から報告願います。</p>

農業委員会事務局	<p>次に、総会資料の33ページをお開きください。</p> <p>報告第49号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について であります。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。</p> <p>次に、総会資料の36ページをお開きください。</p> <p>報告第50号、各種証明に係る交付事務についてであります。</p> <p>詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであります、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付しました。</p> <p>以上、報告第48号から第50号については、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。</p> <p>次に、総会資料の37ページをお開きください。</p> <p>報告第51号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理についてご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。</p> <p>次に、総会資料の38ページをお開きください。</p> <p>報告第52号、農地転用に関する工事完了報告について であります。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第4条第7項及び第5条第3項の規定により提出された農地転用に係る工事完了報告書を受理したことから、報告するものであります。報告は以上です。</p> <p>報告第48号から52号については、報告のとおりご了承願います。</p> <p>以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時24分閉会を宣言する)</p>
議長（会長）	

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和7年12月23日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員5番 荒 井 重 隆

農業委員6番 大 島 光 信